

# 公立能登総合病院医療情報システム更新業務要綱

## 1 趣旨

この要綱は、公立能登総合病院における医療情報システム更新に係る導入業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために、必要な事項を定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 履行名称

公立能登総合病院医療情報システム更新業務

### (2) 履行内容

「公立能登総合病院医療情報システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）

### (3) 履行期限

契約締結日から令和4年11月30日まで

### (4) 限度額

864,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

限度額は、システムの稼働に必要なハードウェア、ソフトウェア、導入作業及び移行作業の費用を含み、保守費用は除く。

## 3 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルのスケジュール（一部予定）は以下のとおりである。

スケジュール	
令和4年3月18日（金）～ 令和4年3月30日（水）	プロポーザル実施要領等の公告及び交付期間
令和4年3月25日（金）正午	資格審査に関する質問受付締切（個別回答）
令和4年3月30日（水）午後5時	参加表明書等の受付締切日
令和4年4月1日（金）	資格審査通知日
令和4年4月6日（水）正午	仕様書及びプロポーザルに関する質問受付締切
令和4年4月12日（火）	仕様書及びプロポーザルに関する質問回答日
令和4年4月18日（月）午後5時	提出資料の受付締切日
令和4年4月22日（金）	プロポーザルの実施予定日
令和4年4月26日（火）以降	審査結果の発表及び通知

※プロポーザルの実施時期等は、状況により変更する場合がある。

## 4 実施要領の公告、交付期間及び場所

### (1) 公告及び交付期間

令和4年3月18日（金）から令和4年3月30日（水）まで（七尾市の休日を定める条例（平成16年七尾市条例第3号）第1条第1項の各号に掲げる日を除く。）

の各日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 公告及び交付場所

公立能登総合病院経営管理部経営管理課及び公立能登総合病院ホームページ  
<https://www.noto-hospital.nanao.ishikawa.jp>

**5 本プロポーザルに係る参加資格要件の確認**

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加資格の審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

なお、参加表明書等を提出した者に対して、令和4年4月1日（金）までに会社概要書（様式3）記載のアドレスにプロポーザル参加の可否を電子メールにて通知する。

(1) 提出期限

令和4年3月30日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

公立能登総合病院 経営管理部 経営管理課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。郵送により提出する場合は、一般書留または簡易書留とし、封筒の表に「公立能登総合病院医療情報システム更新業務参加表明書等在中」と朱書きしたうえで、期限までに到達するように郵送すること。

(4) 提出書類

ア 公立能登総合病院医療情報システム更新業務プロポーザル参加表明書  
（兼参加資格審査申請書）（様式1）

イ 欠格事項確認書（様式2）

ウ 会社概要書（様式3）

エ 導入病院実績表（様式4）及びその実績が証明できる書類（契約書の写し等）

オ 提出日前3か月以内に発行された納税証明書等（国税及び七尾市の納税証明書とする。ただし、七尾市に事業所が無い場合は、国税及び県税の未納証明書を提出のこと。）

カ 申請書チェックリスト（様式6）

キ 委任状（様式9）

ク 印鑑証明等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）

ケ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

コ 直近の決算年度の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表等）

(5) 注意点

ア 七尾市令和3・4年度競争入札参加資格者名簿（業務委託及び物品）（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者は、5（4）ア～カのみ提出とする。

イ 入札参加資格者名簿の受付番号を、会社概要書（様式3）に記載すること。

ウ 提出書類は、申請書チェックリスト（様式6）を除き袋とじし、正副各1部提

出のこと。

エ 記載、押印漏れ等が無いよう十分留意し、提出すること。

オ 提出書類で審査が十分にできない場合は、追加で資料の提出を求めることがある。

## 6 質問書の提出及び回答

質問は質問書（様式5）に質疑の内容により、質問書にチェックしたうえで、提出すること。

なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。また、記載に不備があった場合は、回答しない場合もあるので注意すること。

### (1) 資格審査（参加表明書等）に関する質問の提出期限等

ア 提出期限 令和4年3月25日（金）正午まで

イ 質問提出先 公立能登総合病院 経営管理部 経営管理課

ウ 回答方法 個別に回答する。

### (2) 仕様書及びプロポーザルに関する質問の提出期限等

ア 提出期限 令和4年4月6日（水）正午まで

イ 回答予定日 令和4年4月12日（火）午後5時

ウ 質問提出先 公立能登総合病院 経営管理部 経営管理課

エ 回答方法 公立能登総合病院経営管理部経営管理課にて閲覧及び公立能登総合病院ホームページに掲載

### (3) 提出方法

持参又は電子メールのいずれかにより提出しなければならない。また、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後に質問書提出先まで電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

## 7 本プロポーザルに参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のア及びイに、該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者または同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者または同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(3) 七尾市暴力団排除条例（平成24年七尾市条例第4号）第6条による暴力団員及

- び暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 国税及び七尾市税に未納が無い者であること。七尾市の納税義務を有しない者にあつては、国税及び県税に未納が無い者であること。
  - (5) 公告日からプロポーザル実施日までの間に、石川県または七尾市において、指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - (6) 全国で、400床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行し、完了した実績を20件以上有すること。
  - (7) その他本要綱に定める参加要件を満たす者であること。

## 8 提出資料の提出

「公立能登総合病院医療情報システム更新業務提案書作成等要領」（以下「提案書作成等要領」という。）に記載された1（1）（以下「提案書類」という。）、1（2）（以下「仕様対応表」という。）、1（3）（以下「見積書」という。）の提出資料（以下、併せて「提出資料」という。）の提出は、プロポーザル参加可能の通知を受けた者のみ提出することができる。

### (1) 提出期限

令和4年4月18日（月）午後5時まで

### (2) 提出場所

公立能登総合病院 経営管理部 経営管理課

### (3) 作成方法及び提出部数等

「公立能登総合病院医療情報システム更新業務提案書作成等要領」を参照すること。

### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。郵送により提出する場合は、一般書留または簡易書留とし、封筒の表に「公立能登総合病院医療情報システム更新業務提案書等在中」と朱書きしたうえで、期限までに到達するように郵送すること。

## 9 審査方法等

### (1) 審査を行う者

提案書作成等要領により記載された提案書類に基づき、公立能登総合病院医療情報システム更新業務に関する優先交渉権者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が審査する。ただし、第1次審査については、この限りではない。

### (2) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①参加資格要件を満たさない者
- ②提出資料を提出期限までに提出しなかった者
- ③プロポーザルを行う義務があつたが行わなかった者
- ④選考委員会の委員に対して、直接的または間接的に本公募に関し、援助を求めた者または不正な接触を行った者

イ 提出資料が、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ①プロポーザルの実施に係る公告及び提案書作成等要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ②提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、または提出資料に虚偽の記載をし、これを提出した者

### (3) プロポーザルの実施

提案書作成等要領により記載された提案書類中の自由様式により、プロポーザルを実施する。

ただし、選考委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、参加表明書等により第1次審査を行い、あらかじめプロポーザルを求める者を選定したうで行う。なお、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

プロポーザルは、原則として本案件を実際に行う予定の技術責任者等が行うものとし、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、参加する人数は5名以下とする。

なお、プロポーザル当日に、体温が37.5度以上と測定された者、もしくは感冒症状を有する者は、病院から退出することとする。

プロポーザルは、令和4年4月22日（金）を予定し、詳細は別に通知する。

## 10 審査及び結果の通知

選考委員会が、提出資料及びプロポーザルを評価のうえ審査し、協議により、第一優先交渉権者と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。各評価項目の評価値、及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けないものとする。

## 11 契約の締結

審査結果に基づき、第一優先交渉権者と本案件について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、提出書類において虚偽の記載を行ったこと、若しくは上記7における資格を満たさないことが分かった場合または契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。契約締結後においても、前記ただし書きにおける内容が判明した場合は、契約解除及び違約金請求もあり得るので注意すること。

## 12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出資料は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

- (4) 提出資料の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出資料は返却しない。
- (6) 参加表明書等及び提出資料の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 技術責任者は特別の理由があると認められた場合を除き、本案件の開始日から本案件に従事すること。
- (8) 本プロポーザル実施要領交付日から選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に対する営業活動を禁止する。
- (9) 本プロポーザルに参加表明または審査後プレゼンテーション可能の通知があった後に、本プロポーザルに参加できなくなった場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

### 13 参考資料（別添）

- (1) 公立能登総合病院医療情報システム更新業務仕様書
- (2) 様式集
- (3) 公立能登総合病院医療情報システム更新業務提案書作成等要領

### 14 連絡先住所等

926-0816 石川県七尾市藤橋町ア部6番地4  
公立能登総合病院 経営管理部 経営管理課  
TEL 0767-52-8746  
E-mail kanri00@noto-hospital.jp